

日本の異言語教育政策を考える (2) — 中等教育における英語以外の異言語教育について

川 又 正 之

1. はじめに

川又のこれまでの一連の研究（川又2000b., 2002, 2005, 2006, 2008, 2009a, 2013）においては、日本の中学校、高等学校の英語教育を中心に、文部科学省検定済教科書や学習指導要領等について、言語とイデオロギーの観点から多面的な分析を行い、問題点の指摘と改善への提言を行った。

また、これと関連する形で、川又（2000a）では当時の中学校、高等学校における英語以外の異言語教育の現状を分析し、さらに川又（2010）では、日本の初等および中等教育課程における英語以外の異言語の位置づけについて、歴史的な観点を踏まえて考察を行った。

本稿では、現在においても関心の向けられることの少ない日本の高等学校における英語以外の異言語教育について、これまでの歴史的な変遷を改めて振り返るとともに、新たなデータを踏まえて分析と考察を行う。本稿の目的は、いまだに「英語一辺倒」とでも呼ぶべき状況にある、日本の中等教育課程における異言語教育政策の問題点を明らかにするとともに、その改善への具体的な視点を提示することである。

2. 教育課程における異言語の取り扱い—歴史的な観点から

本節においては、英語も含む教育課程における異言語の取り扱いについて、川又（2010）を基に、「明治・大正期」、「昭和前期（戦前・戦中）」、「昭和後期（戦後）・平成期」に分け、歴史的な流れを追って取り上げる。^①

(1) 明治・大正期

明治・大正期の教育課程における異言語についての記述を、各種の省令等をもとに取り上げる。なお、文部省令や学習指導要領からの引用については、読み易さに配慮し、原則として旧仮名遣いは新仮名遣いに、旧字体は常用漢字体に改めてある。

①学制（1872（明治5）年8月3日 文部省布達第13号別冊）

「学制」は、明治政府が策定した教育の包括的な方案である。地方に

あっても、どの家においても「不学」の人がないように、男子も女子も平等に学校で学ぶことが保障された。小学校では必要に応じて「外国語学の一二」を教えてよい、とされた。中学校においても、「外国語学」が必修とされた。なお、この時代には適当な日本語で書かれた教科書がまだ少なく、外国語学においてのみならず、他の教科においても英語で書かれた教科書を使用することも多かった。したがって、「外国語」は、実質的には「英語」であった。

②中学校教則大綱（1881（明治14）年 7月29日 文部省達第28号）

教科としての名称が、「学制」の「外国語学」から「英語」となり、週当たりの授業時間数が、初等中学科で6時間、高等中学科で7時間と示された。また英語の代わりに、フランス語もしくはドイツ語を教えることもできるとされた。

③尋常中学校ノ学科及其程度（1886（明治19）年 6月22日 文部省令第14号）

「第一外国語」と「第二外国語」という名称がはじめて登場し、通常、第一外国語は英語、第二外国語はドイツ語かフランス語とする、とされた。また、「程度」としては、第一外国語は「読方 訳解 講読 書取 会話 文法 作文 翻訳」、第二外国語は「読方 訳解 書取 会話 作文」が示された。

英語以外のドイツ語、フランス語という異言語が、日本の教育課程において正式な位置を与えられたのは、この時が最初であると考えてよいだろう。

④改正尋常中学校ノ学科及其程度（1894（明治27）年3月1日 文部省令第7号）

先の「尋常中学校ノ学科及其程度（1886（明治19）年）」で、第一外国語と第二外国語の両方が教育課程の中に位置づけられたわけであるが、8年後の改正版では、第二外国語が削除され、第一外国語と国語漢文の時数が増加された。

⑤中学校令施行規則（1901（明治34）年3月5日 文部省令第3号）

外国語は、英語、ドイツ語、フランス語とされた。おおむね、「改正尋常中学校ノ学科及其程度（1894（明治27）」の内容が維持されたことになるが、第二外国語の再設置はなかった。

⑥中学校教授要目（1902（明治35）年2月6日 文部省訓令第3号）

外国語は、英語、ドイツ語、フランス語とされた。また、外国語の教授要目は英語について定めたもので、ドイツ語、フランス語については、英語に準ずるものとされた。この「教授要目」は、現在の「学習指導要領」の元に当たるものとされている。

⑦高等女学校令施行規則（1901（明治34）年3月22日 文部省令第4号）

女学校における外国語は、英語またはフランス語とされた。ドイツ語は入っていなかった。高等女学校の修業年限は4年が通常で、延長した場合は5年、短縮した場合は3年であった。短縮した場合は、外国語を欠くものとし、短縮しない場合でも、これを欠いて随意科目とすることができるとされた。

女学校においては、外国語は中学校ほどは重視されていなかったといえよう。開設できる異言語が英語かフランス語で、週当たりの時間数が3時間というのは、明治・大正の時代を通して変わることはなかった。

⑧改正中学校令施行規則（1919（大正8）年3月29日 文部省令第7号）

外国語は、英語、ドイツ語、フランス語とされた。また、「予科（修業年限2年）」を設置することができるとされた。予科の場合は外国語を加えることもできるとされ、週当たりの時間数は3時間とされた。

（2）昭和前期（戦前・戦中）

昭和前期（第2次世界大戦前および中）の教育課程の異言語に関する記述について、明治・大正期と同様に各種の省令等をもとに取り上げる。

①改正中学校令施行規則（1931（昭和6）年1月10日 文部省令第2号）

外国語は、英語、ドイツ語、フランス語、支那語（中国語）とされた。支那語（中国語）が加えられた理由は、多言語教育を意識してのものではなく、植民地統治を背景にした政治的な意図によるものであると考えられる。

②中等学校令（1943（昭和18）年1月20日 勅令第36号）

外国語は、英語、ドイツ語、フランス語、支那語（中国語）、マライ語またはその他の外国語とされた。マライ語が追加されたことについて

の理由は明記されていないが、満州事変、日中戦争、太平洋戦争といった当時の社会的な状況が大きく関わっているものと考えられる。この折に、教科用図書も国定を原則とするものとされた。

これまで見てきたように、明治、大正、昭和前期にかけての歴代の文部省の勅令や省令において、「外国語」としては英語、ドイツ語、フランス語が中心で、特に英語は学校現場において重視された。「支那語（中国語）」、マライ語、オランダ語が加えられたこともあったが、植民地統治を前提とした政治的な意図によるもので後には続かなかった。

初等、中等教育課程における英語、ドイツ語、フランス語という流れは、この後、昭和後期から平成期にかけても綿々と受け継がれていくことになる。

（3）昭和後期・平成期

敗戦を受け、第二次世界大戦以降の日本の教育課程は、アメリカ教育使節団の報告を踏まえて文部（科学）省により作成された「学習指導要領」がその基準となる。以下、学習指導要領における異言語の取り扱いについて考察する。

①学習指導要領の変遷

学習指導要領は、文部（科学）省より発行されてきた教育課程の基準を示す文書である。第二次世界大戦以降から現在までの学習指導要領（英語、外国語科）の発行、改訂、告示の年度は以下の通りである。

1947（昭和22）年「学習指導要領・英語編（試案）」発行

1952（昭和27）年「中学校・高等学校学習指導要領・外国語科英語編（試案）」発行

1955（昭和30）年「高等学校学習指導要領・外国語科編」発行

1958（昭和33）年「中学校学習指導要領」改訂・告示

1960（昭和35）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示

1969（昭和44）年「中学校学習指導要領」改訂・告示

1970（昭和45）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示

1977（昭和52）年「中学校学習指導要領」改訂・告示

1978（昭和53）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示

1989（平成元）年「中学校・高等学校学習指導要領」改訂・告示

- 1998（平成10）年「中学校学習指導要領」改訂・告示
- 1999（平成11）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示
- 2008（平成20）年「中学校学習指導要領」改訂・告示
- 2009（平成21）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示

1947（昭和22）年版と1952（昭和27）年版については、「試案」という位置づけであったが、1955（昭和30）年版からは「試案」の文字が消え、1958（昭和33）年版以降は、官報による「告示」となって法的拘束力を持つようになり、現在に至っている。

②学習指導要領における異言語の取り扱い

歴代の学習指導要領において、教科として設定されてきたのは、「試案」の時代を除いて（「英語科」ではなく）「外国語科」であり、しかも、1998（平成10）年版の中学校学習指導要領、および1999（平成11）年版の高等学校学習指導要領において必修化されるまでは、（高校の一時期を除いて）「選択」の扱いであった。

以下、歴代の学習指導要領⁽²⁾における異言語の取り扱いについて、いくつかを見ていくことにする。

1) 1947（昭和22）年版「学習指導要領・英語編（試案）」

1947（昭和22）年版の学習指導要領（試案）においては、英語を「選択科目(Elective Course)」とした理由について以下のように述べられている。

「義務教育における教科目は社会の要求と生徒の興味とに基づいて編成されるべきであり、必修科目は社会から求められ受け入れられる公民となるのに必要にして基本的な知識と技能とを与える科目のみに限るべきである。英語については、これを非常に必要とする地方もあるであろうが、またいなかの生徒などで、英語を学ぶことを望まない者もあるかも知れない。それで、英語は選択教科となったのである。」（序）

この試案には、英語以外の言語についての言及はない。「学習指導要領 一般編（試案）（1947（昭和22）年発行）」においては、教科名としては単に「外国語」となっており、どのような異言語を示すのかについては特に記載がない。（1951（昭和26）年版では、「外国語（英語）」

という表記に変わる。) 同時に発行された「英語編 (試案)」においては、英語のみについて言及されており、やはりこれは「外国語＝英語」という暗黙の意識と実態があったためのものと考えられる。

2) 1952 (昭和27) 年版「中学校・高等学校学習指導要領・外国語科 英語編 (試案)」

1952 (昭和27) 年版の「中学校・高等学校学習指導要領・外国語科 英語編 (試案)」においては、以下の記述が見られる。

「文部省としては現在のところ、他の外国語の学習指導要領を刊行しようとは思っていない。英語に比べて他の外国語は中等学校ではきわめてわずかしか教えていないからである。しかしここに述べるおもな原理は、英語以外の外国語にもあてはまるから、他の外国語の教師もこの学習指導要領を研究して利便を受けるよう望んでいる。」(まえがき vi)

現状を踏まえて (学習指導要領は) 英語版のみを発行するが、英語のみに限定するということではないということで、英語以外の異言語にも多少の配慮をした表現となっている。ただし、指導要領の本体に、英語以外の言語への言及はない。「英語に比べて他の外国語は中等学校ではきわめてわずかしか教えていない」という部分は、この当時もすでに「外国語＝英語」となってしまう事実を如実に物語っている。

3) 1955 (昭和30) 年版「高等学校学習指導要領・外国語科編」

1955 (昭和30) 年版の「高等学校学習指導要領・外国語科編」になってはじめて、学習指導要領としては、英語以外の異言語についての具体的な記述が見られるようになる。外国語科の科目として、「第一外国語」と「第二外国語」が設定されており、「英語、ドイツ語、フランス語またはその他の現代の外国語とする。」(p. 4) と規定されている。

第二外国語の履修については、「生徒の個性、進路、『第一外国語』の履修状況などから見て、適当である場合に、履修するよう指導する。」

(p. 6) としており、すべての高等学校に設置することが求められているわけではないことがわかる。しかしながら、学習指導要領本体においては、第一外国語および第二外国語の両方の項目で、英語とほぼ同じ扱いでドイツ語やフランス語についても詳しくその内容が示されている。「第一外国語」と「第二外国語」の両方が登場したのは、実に1886 (明治

19) 年の「尋常中学校ノ学科及其程度」以来のことである。

この版以降の学習指導要領は、中学、高校版のいずれにおいても、英語だけでなく、ドイツ語、フランス語についても、言語材料、題材、学習活動等の項目を設けて、何らかの記述が継続してなされるようになる。ただし、「第一外国語」と「第二外国語」のように明示されることはなくなり、以下のような記述となる。

「一つの外国語の科目にあわせて、他の外国語の科目を第二の外国語として履修させる場合には、単位数を2単位まで減ずることができるものとし、各科目のうちから基本的なものを選択して指導するものとする。」(1970(昭和45)年版「高等学校学習指導要領」)

また、英語、ドイツ語、フランス語以外の異言語については、言及されることはなく、単に「その他の外国語」となっているのみである。これまで見てきたように、歴代の学習指導要領においては、あくまでも英語を中心とし、さらにドイツ語とフランス語について少し取り上げるとい構造になっているのがわかる。

しかしながら、1998(平成10)年版の中学校学習指導要領、および1999(平成11)年版の高等学校学習指導要領においては、「外国語科」が必修化されるのと同時に、「英語を原則として履修するものとする。」とされた。ドイツ語、フランス語についての具体的な記述が本文から削除され、「その他の外国語については、英語の目標及び内容等に準じて行うものとする。」(中学校学習指導要領)となってしまった。(高等学校学習指導要領もほぼ同様の記述)

この「外国語科」の「必修化」については、次節で詳しく取り上げることにする。

3. 異言語教育政策の変遷—「外国語科」の必修化と英語以外の異言語の取り扱い⁽³⁾

外国語科がはじめて必修化されたのは、1960(昭和35)年版の「高等学校学習指導要領」においてである。

1960(昭和35)年版の「高等学校学習指導要領」においては、「外国語科」の科目として「英語A(9単位)」、「英語B(15単位)」、「ドイツ語(15単位)」、「フランス語(15単位)」(単位数はいずれの科目も3年間の合計)が示され、いずれかの1科目につき、「9単位(ただし、特別の事情のあ

る場合には3単位まで減ずることができる。)」が必修となった。この必修化は、1963（昭和38）年度から次回の改訂が実施される1973（昭和48）年度まで続くことになる。ただし、1960（昭和35）年版「高等学校学習指導要領」には次のような記述もあり、英語以外の異言語に対しても一定の配慮が見られる。

「外国語のうち『英語A』および『英語B』以外の科目にあわせて第二の外国語として履修させる場合は、2単位を標準とし、上記の言語材料のうちから基本的なものを選択して指導するようにする。」（1960（昭和35）年版「高等学校学習指導要領」）

必修化はしても、英語以外の異言語を第一の外国語として選択することも想定されている。

1998（平成10）年版の中学校学習指導要領では、教育課程上の位置づけとして「外国語科」が必修教科（3単位）となり、原則として英語を履修するものとする、とされた。また、1999（平成11）年版の高等学校学習指導要領においても、同様に外国語科が必修教科となり（原則英語履修）、英語を履修する場合には、「オーラル・コミュニケーションI（2単位）」か「英語I（3単位）」のうちから1科目を選んで必履修科目とする、とされた。中学校において外国語科が必修とされたのはこの時が初めて、高等学校では、先に述べたように、1963（昭和38）年度から1972（昭和47）年度まで、外国語9単位が必修とされて以来のことである。

この「必修化」に関連して、『中学校学習指導要領解説』（1998（平成10）年版）の「中学校外国語科改訂の趣旨」には、以下の記述が見られる。

「国際化の進展に対応し、外国語を使って日常的な会話や簡単な情報の交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力を身につけることがどの生徒にも必要になってきているとの認識に立って、中学校の外国語科を必修とすることとする。その際、英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態などを踏まえ、英語を履修させることを原則とする。」（pp. 2-3）

1947（昭和22）年版の「学習指導要領（試案）」においては、「英語については、これを非常に必要とする地方もあるであろうが、またいなかの生徒などで、英語を学ぶことを望まない者もあるかも知れない。それで、

英語は選択教科となったのである。」(序)となっていたことを考えると、大きな変化と言えよう。

この「必修化」と「原則英語履修」は、2008（平成20）年版の「中学校学習指導要領」および2009（平成21）年版「高等学校学習指導要領」にもそのまま受け継がれ、1970（昭和45）年版の高等学校学習指導要領のように「選択教科」に再び戻されることはなかった。中学校では年間授業時数が105時間（週当たり50分授業3コマ）から140時間（同4コマ）に増加となり、また、科目構成が変更された高等学校においては、「コミュニケーション英語Ⅰ」がすべての生徒に履修させる科目とされ、「授業は英語で行うことを原則とする」ことも明記された。

さらに、小学校においても、5、6年生を対象に「外国語活動」が2011（平成23）年度より導入された。この「外国語活動」については、中学校、高等学校と同様に、「原則英語」が打ち出されている。

学習指導要領においては、必修化されたのは本来「外国語科」であるにもかかわらず、長らく続いてきたドイツ語、フランス語についての具体的な記述すらなくなり、小学校、中学校、高等学校のいずれにおいても、「英語一辺倒」とでも呼ぶべき状況がさらに強化されつつあるというのが現在の姿である。

4. 英語以外の異言語教育の現状

それでは、英語以外の異言語教育の現状はいったいどのようになっているのであろうか。日本の中等教育における英語以外の異言語の開設状況については、文部科学省のホームページ⁽⁴⁾や白山（2002, 2003）、山崎（2007, 2008）等に詳しい。以下の表は、それらを基に最近10年間の推移をまとめたものである。

表1：英語以外の異言語の開設学校数の推移（高校）

| | 2001年 | 2003年 | 2005年 | 2007年 | 2009年 | 2011年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公 立 | 382 | 432 | 504 | 561 | 540 | 502 |
| 私 立 | 216 | 221 | 244 | 227 | 189 | 209 |
| 国 立 | — | — | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 開設学校数 | 598 | 653 | 750 | 790 | 731 | 713 |

※「国立」は調査が行われたのが2005年以降となる。「開設学校数」は実数。

公立は2007年、私立は2005年をピークにいずれも減少に転じている。

全体としては2007年度が最も多く、その後減少して現在に至っている。

表2：言語別の開設学校数の推移（高校）

| | 2001年 | 2003年 | 2005年 | 2007年 | 2009年 | 2011年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中国語 | 424 | 475 | 549 | 574 | 580 | 542 |
| 韓国・朝鮮語 | 163 | 219 | 284 | 313 | 306 | 318 |
| フランス語 | 215 | 235 | 248 | 268 | 246 | 222 |
| ドイツ語 | 107 | 100 | 103 | 111 | 103 | 106 |
| スペイン語 | 84 | 101 | 104 | 103 | 107 | 100 |
| その他 | 53 | 64 | 59 | 74 | 71 | 64 |
| 計 | 1046 | 1194 | 1347 | 1443 | 1413 | 1352 |

※複数の言語の科目を開設している学校があるため、「計」は延べ数となり、「表1」の開設学校数を上回る。

中国語とスペイン語は2009年、フランス語、ドイツ語、その他の言語は2007年がそれぞれ最も多くなっていて、その後減少に転じている。韓国・朝鮮語は2009年に微減、2011年に微増となっている。

全体としては、2001年から増加の傾向にあった開設学校数が、2007年を境に減少に向かっていることがわかる。韓国語・朝鮮語と中国語の学習者数の伸びが近年まで顕著であった理由について白山（2003, p.33）では、中国（語）、韓国（語）ブームという社会的な現象があり、また、（フランス語のカリタスや暁星のような）伝統的な私立高校に加えて、公立高校がこれらの異言語教育に積極的に取り組んだ結果であると分析している。しかしながら、同時に、生徒総数と履修者総数との関係で見ると、（英語と比較した場合）やはり圧倒的に少なく（約0.8%）、さらなる改善が必要とも指摘している。山崎（2008）も、「もちろん全高校生の人数からすれば僅かな人数ですが、僅かな人数だから無視していいということにはなりません。この僅かな人数を大切にしていくことが我々英語以外の語学教員の使命だと考えています。」（p. 13）と述べている。

実際の現場での取り組みを見ると、鈴木（2008）は、神奈川県立外語短大付属高校における英語以外の異言語教育についてまとめている。その中では、大学受験に関係のない英語以外の異言語は不要、という一般的な議論と闘いつつ、いかにそれを実現していったかが述べられている。鈴木は、一定の成果を収めた理由として、第一に外国語教育に特化した専門高校であること、第二に英語教育が充実しているために、高い進学実績を上

げていること、第三に中学生への英語以外の言語の体験プログラムが参加者および保護者の両方から評価され、その結果意欲を持った生徒が入学してくることを挙げている。ただ、多くの学校に於いては、限られた時間の中から、大学受験に必要な英語以外の異言語の時間数を捻出することは難しいであろうとも述べている。

古川（2007）は、英語以外の異言語教育については、実際には種々の制約の中で懸命な努力を続けている現場の教員に依存する部分が大きく、担当者の負担や講師としての身分の不安定さ、カリキュラム編成や大学入試の問題など、解決すべき課題が多くあることを指摘している。さらに、中学校における英語以外の異言語を開設している学校数および履修者数は、高校の十分の一以下である。英語以外の異言語を取り巻く状況は、決して楽観できるものではなく、予算や人員の配置など、さらなる制度的な支えが切に求められる所以である。

行政側では、文部省（当時）が1990（平成2）年に「高等学校外国語教育の多様化推進施策」を発表。1991（平成3）年度より2年期限で調査研究を行う「外国語教育多様化研究推進校」（後に「外国語教育多様化研究協力校」）を指定し、多言語教育を推進する姿勢を見せた。これについては、一定の評価ができると思われるが、指定校数は、1993（平成5）年～1994（平成6）年の17校を境にして減少し、1999（平成11）年～2000（平成12）年はわずか1校、2006（平成18）年度はロシア語推進で北海道、中国語推進で神奈川、大阪、和歌山、韓国・朝鮮語推進で大阪、鹿児島となっていたが、現在は文部科学省のホームページにも記載がなく、不明となっている。

全国的に見ても、英語以外の異言語を学習する高校生数は2001年以降着実に増加してきたわけだが、2007年をピークに減少に転じてしまっている。導入時の多言語教育推進の理念を踏まえた、さらなる支援の拡充が求められよう。

このような現状を踏まえた上で、次節では、英語以外の異言語教育の改善のために具体的に何をしたらよいかを考察することにする。

5. 異言語教育改善への提案－何をなすべきか

文部科学省（2012）⁽⁵⁾によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は27,013人で、前回の調査（2010）より1,498人減少したが、逆に日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は675人増加している。

母語別の在籍状況については、ポルトガル語が32.8%（8,848人）、中国

語が20.4% (5,515人)、フィリピン語が16.6% (4,495人)、スペイン語が12.9% (3,480人) となっている。これ以外はベトナム語が4.1% (1,104人)、英語が2.4% (644人)、韓国・朝鮮語が2.3% (624人) である。ここでは、英語よりも他の異言語の割合が圧倒的に高くなっている点に注目したい。

しかしながらこのような児童生徒の言語や文化は、英語・英語圏を除くと学校の教育課程からは実質的に排除されているのが現状である。彼ら自身の母語の維持や第二言語学習の権利、いわゆる「言語権」に対する保証もきわめて脆弱であり、一部の良心的な教員のボランティアによってかろうじて支えられているのが現実の姿といえる。

また、大多数の日本語を母語とする児童生徒は、英語を除いて彼らの異言語、異文化に触れる機会が極めて少なく、その存在そのものすら意識することなく小学校高学年での「外国語活動」(原則英語)、中学、高校の「外国語科」(いずれも原則英語履修) と「英語一点集中」の教育を受けていくことになる。このようないびつな異言語教育制度が生み出すのは、「異言語＝英語」、「外国人＝英語を話す人」という偏見と、「英語ができれば国際人」といったような「英語万能主義」のイデオロギーでしかないのではないか。さらに、英語を話さない外国人には「変なガイジン」というラベリングがなされ、英語を話す人々に対するのとは違った、ある種の否定的、差別的な感情が向けられることになる。(日本語の能力が十分ではない児童生徒は、異質な存在としていわゆる「いじめ」に遭う可能性が高くなる。) 殊に外見が日本人と似ているアジア系の人々はその対象となりやすい。英語圏の人々に対しては懸命に(日本においても)英語を使おうとする日本人も、彼らに対しては、日本に住んでいるのだから日本語が出来て当然、となるわけである。(しかし英語圏の人々が日本語が出来ないことは問題視しない。) これらは最も非国際的で非民主的な意識、態度であるといっても過言ではないだろう。だが、現在の英語に特化した異言語教育が、ある意味でこれらを生み出す大きな要因となっているという認識は、社会的にも政治的にも教育的にも極めて薄いと言わざるを得ない。⁽⁶⁾

筆者自身も世話人として関わった「日本外国語教育改善協議会」(以下「改善協」)⁽⁷⁾ は、その提言において以下のように述べている。

「世界には様々な人々が様々な文化の中で生活しており、それぞれ固有の言語を持っているという事実は重い。固有の言語に加え、様々な原因・理由によって英語を第二言語あるいは外国語として用いる場合が多

いとしても、英語によるコミュニケーション能力育成を目指した英語教育を無批判に優先させることは誤りである。むしろ、母語も含めて諸言語を相対的に観察できるようにこそすべきである。使用人口の多寡、政治的経済的要因によって言語の優劣を考えるとという誤りに気づかせることこそ、国際社会で人々が前述の目的を達成するのに必要であることは明白であろう。中学校における『外国語』も、それが英語一辺倒にならないようにすることによって、国の内外を問わず、様々な民族・文化が存在することを学ばせ、次いで、高等学校では、さらに様々な言語を学習できる素地を培うことが必要である。」

（「日本の外国語教育の改善に関する提言」1998年10月21日）

この理念に基づき、中国語、朝鮮・韓国語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語およびその他の異言語の開講を要求している。川又（2000a）では、この理念と中村（1996）を踏まえて改革案を提示したが、以下に新たな具体的改革案を提示したい。

・小学校レベルー必修制（高学年）

日本語（地方語も含む）やアジアの諸言語をはじめとする世界の諸言語、その背景となる文化について学ぶ機会を設ける。アイヌ語や琉球語、さらに手話も取り上げる。（大津・窪蘭（2008）は「教科 ことば」を「国語」とは別に設置することを提案している。）地域に在住する日本語を母語としない人々との交流の場を設けて、英語・英米文化に偏らない異言語・異文化理解を深めさせるようにする。小学校レベルでの異言語教育の目的は、異言語の実用的能力を高めることなく、ことばへの気づきを促し、自分自身の使用する言語や育った文化とは異なる言語や文化を受容し、尊重する意識、態度を養うことにある。

・中学校レベルー必修制と選択制の併用

アジアの諸言語を含む複数の異言語（エスペラント、手話も含む）の中から、一つを選択。選択した異言語は、2年間は全員が必修科目として履修。3年次の選択は自由。（異言語を選択しない自由も認める。）3年次に継続する場合は、2年間学習した異言語を履修する。高校入試には異言語は課さない。

・高校レベルー選択制

アジアの諸言語を含む複数の異言語（エスペラント、手話も含む）の中から、一つもしくは二つを選択。一つでも構わないし、異言語を選択しない自由も認める。中学時代に学習した異言語を継続して履修してもよいし、新しい異言語を履修してもよい。選択した異言語は、最低2年間は継続して学習する。3年次にはあらためて学習を継続するかどうかを決定する。大学入試には異言語は課さない。

この改革案の要点は、第一に英語のみに偏らない、多様な異言語（特にアジアの異言語、エスペラント、手話）の開設、第二に本人の意思と意欲に基づいた（強制ではない）選択制の導入、第三に入試から異言語をはずす、の三点である。

ここで重要なのは、単に学習する対象言語を増やすだけでなく、その到達目標を、従来の4技能を均等に伸ばす理想的母語話者型ではなく、機能的部分能力型へ転換することである。つまり、読むだけ、書くだけ、聞くだけ、話すだけの学習（複数の組み合わせも可）も、本人の意思と必要性に応じて認めるということである。それぞれの習得のレベルについても、学習者自身が決定する。その際、「外国語の学習、教育、評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠（*Common European Framework of Reference for languages: Learning, teaching, assessment*）」⁽⁸⁾等は大きな参考となろう。

また、機能的部分能力型への転換は、一点中心主義の排他的単一言語的異言語教育から、多言語主義、複言語主義⁽⁹⁾に基づく異言語教育への転換を意味する。ここでは、一つの言語を母語話者のレベルを目指して学習するのではなく（そのような学習者がいたとしてもかまわないが）、たとえレベル的には高いものでなくても、複数の言語を学習し、その体験を未知の言語に触れた際にも活用できるようになることを第一の目的とする。このような言語体験を持つことにより、多様な文化的背景をもつ人々と相互理解を深め、平和を推進するための言語学習に深化させていくことができるようになるのである。たとえば日本であれば、日本語指導が必要な外国人児童生徒の実態に鑑みれば、ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語等の学習が学校教育課程においてより奨励されるべきであろう。こういった異言語を、日本語を母語とする児童生徒が学習する際、これらの言語を母語とする外国人児童生徒は、さまざまな点で大きなプラスの役割を果たすことが期待される。まさに、相互援助学習に基づいた母語尊重主義、言語相対主義、文化相対主義の実践となるのである。

異言語の学習は、学校教育の課程においてのみならず、生涯学習として

も継続されていくべきものである。たとえ中学校、高校レベルで異言語を学習しないことを選択した人であっても、その後必要性が生じた場合は、これを学ぶ機会を社会的に保証する。その際、大学における異言語教育、殊に英語以外の異言語教育は、これまで以上に重要な社会的責任と役割を担い、多くの意欲のある人々に有意義な学びの場を提供することができるであろう。

日本の異言語教育政策は、第2節においても概観したように、明治以来、圧倒的に英語中心で推移してきた。ここ10年あまりの流れを見ても、「英語公用語論」、「『英語が使える日本人』育成のための戦略構想－英語力・国語力増進プラン」、「『英語が使える日本人』育成のための行動計画」、学習指導要領における中学、高校の「原則英語履修」、小学校における「外国語活動」（実質的には「英語活動」）の導入、TOEIC、TOEFLの奨励、義務化など、政官挙げてひたすら「英語一極集中化」に邁進してきたといってもよい。ここには、（ことばの学びに対しての）単純な道具観と経済的な有用性および効率性を最優先する姿勢のみが窺われ、英語以外の異言語の存在の認識や言語的、文化的多様性に対する配慮は見られない。真に「(英米化ではない)国際化に対応した人材育成」を謳うのであれば、むしろ英語以外の異言語教育にこそ目を向けて行くことが必須の条件なのではないか。より柔軟で、英語のみに偏らない巨視的な異言語教育政策が強く求められる所以である。

なお、本節で提案した改革案を実現するためには、予算や人員の確保、教育政策の大胆な転換等が必要であるのは言うまでもないことである。英語教育の現状の改善を基本とした、より現実的で緩やかな改革構想については川又（2008, 2009a）で取り上げているので、そちらもあわせて参照されたい。

6. おわりに

本稿では、日本の中等教育、特に高等学校における英語以外の異言語教育について、これまでの歴史的な変遷を振り返るとともに、最近10年間の新しいデータを踏まえて分析と考察を行った。また、最後に改善のための具体案をあわせて提示した。

これまで、日本においては、英語以外の異言語を使用する人々は、社会的に「見えない存在」とされてきた。かつてはアイヌ語や琉球語、また、第2次世界大戦以降は、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語等を母語とする人々が、その存在や権利を

認知されるどころか、日本語・日本文化への「同化」を政治的に半ば強制され、時に迫害を受け、現在もきわめて困難な状況に置かれている。

近年、「国語」という概念がもつ国家主義的なイデオロギーの問題点が研究、指摘されるようになってきたが⁽¹⁰⁾、多言語社会的な現状を認めようとせず、「一国家一民族一言語」を理想とする単一言語主義的な言語観そのものが、逆に英語偏重の歪んだ異言語教育政策を生み出してきていると言ってもよいかもしれない。つまり、(国家に莫大な経済的利益をもたらす) 英語は特別、それ以外の異言語の侵入は許さない、日本人は一体(いったい)、日本にいるなら日本語を話せ、ということである。このような社会的状況を変革していくのは、気の遠くなるようなエネルギーと忍耐を必要とするが、少なくともことばの教育に携わるものは、そこから目を離すことは許されないと考える。異言語教育政策の問題は、異言語教育の枠の中に留まるものではないのである。

注

- (1) 本節は、川又(2010, pp. 106-114)をもとに加除修正を施したものである。
- (2) 歴代の学習指導要領については、大村他(編)(1980)、国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会(編)(1980a, 1980b, 1980c)、文部省(1979, 1989a, 1989b, 1999a, 1999b, 2007, 2008)を参照した。また、国立教育政策研究所内学習指導要領データベース作成委員会作成の学習指導要領(<http://www.nicer.go.jp/guideline/old>)もあわせて参照した。
- (3) 本節は、川又(2010, pp. 114-116)をもとに加筆修正を施したものである。
- (4) 文部科学省初等中等教育局国際教育課作成の「平成23年度 高等学校等における国際交流等の状況について」(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2013/10/09/1323948_02_1.pdf)よりPDFファイルでダウンロードした。(2013年11月22日)
- (5) 文部科学省作成の「『日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成24年度)』の結果について」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/icsFiles/afieldfile/2013/04/03/1332660_1.pdf)よりPDFファイルでダウンロードした。(2013年11月22日)
- (6) 詳しくは、川又の英語帝国主義のイデオロギーに関する一連の論文等を参照。
- (7) 1972年の発足以来、日本における異言語教育の改善を実現するための諸課題について、語学教育の関係各団体の議論を踏まえて文部科学省等に具体的な提言や要請を行ってきている。
- (8) 学習者の到達すべき目標を一律にあてがうのではなく、それぞれの目的や必要性に応じて設定できるよう細かな基準が設けられている。詳しくは、吉島・大橋他(訳編)(2004)を参照。
- (9) 「多言語主義」は社会の領域、「複言語主義」は個人の領域を中心とし、後者では、個人の必要性に応じて複数の言語を使い分けることに重点を置く。詳しく

は、山川（2010）を参照。

(10) たとえばイ（1996）、安田（1997, 2006, 2011）など。

引用・参考文献

- イ・ヨンスク 1996. 『国語』という思想 近代日本の言語認識 岩波書店
- 大津由紀雄・窪蘭晴夫 2008. 『ことばの力を育む』 慶応義塾大学出版会
- 大津由紀雄（編著）2009. 『危機に立つ日本の英語教育』 慶応義塾大学出版会
- 白山利信 2002. 『中等教育における英語以外の外国語教育に関する調査研究ーロシア語教育を中心としてー（資料編）』 筑波大学現代語・現代文化学系
- 白山利信 2003. 『中等教育における英語以外の外国語教育に関する調査研究ーロシア語教育を中心としてー（本編）』 筑波大学現代語・現代文化学系
- 大村喜吉・高梨健吉・出来成訓（編）1980. 『英語教育史資料1 英語教育課程の変遷』 東京法令出版
- 川又正之 1998. 「多言語・多文化主義をめざして」 関東甲信越英語教育学会『ニュースレター』 pp. 3-4. 関東甲信越英語教育学会
- 川又正之 1999. 『『民族語』から『族際補助語』としての英語へー新しい英語の役割と日本の英語教育』 カリタス女子短期大学紀要『CARITAS』第33号, pp.70-80. カリタス女子短期大学
- 川又正之 2000a. 「中学校・高等学校における英語以外の外国語教育の現状について」 カリタス女子短期大学紀要『CARITAS』第34号, pp.76-86. カリタス女子短期大学
- 川又正之 2000b. 「言語とイデオロギー：英語帝国主義を考える」 関東甲信越英語教育学会『ニュースレター』 pp. 5-6. 関東甲信越英語教育学会
- 川又正之 2002. 「検定教科書に見られる『英語帝国主義』のイデオロギー」『人文学部研究紀要』第15号, pp. 23-31. いわき明星大学
- 川又正之 2003. 「英語とはどんな言語なのかーその『光』と『陰』を考える」『いわき民報』7月18日 心の時代と科学欄
- 川又正之 2005. 「中学校英語教科書と英語帝国主義のイデオロギー」『外国語教育論集』第27号, pp. 39-47. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2006. 「高等学校『オーラル・コミュニケーションI』の教科書と英語帝国主義のイデオロギー」『外国語教育論集』第28号, pp. 107-120. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2008. 「日本の英語教育における英語帝国主義のイデオロギー（1）ー『学習指導要領』」『外国語教育論集』第30号, pp. 61-73. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2009a. 「日本の英語教育における英語帝国主義のイデオロギー（2）ー『国際語としての英語教育』」『外国語教育論集』第31号, pp. 101-112. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2009b. 「日本の異言語教育政策を考える（1）ー新学習指導要領から見た問題点について」『敬和学園大学研究紀要』第18号, pp. 139-150. 敬和学園大学
- 川又正之 2010. 「日本の教育課程における英語以外の異言語の位置づけとその問題点ー歴史的な観点を踏まえて」『外国語教育論集』第32号, pp. 105-123. 筑波大学外国語センター
- 川又正之 2013. 「中学校検定教科書の比較と分析ー『英語帝国主義論』の観点から」『敬和学園大学研究紀要』第22号, pp. 157-172. 敬和学園大学

- 国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会（編）1980a. 『文部省学習指導要領 1 一般編』 日本図書センター
- 国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会（編）1980b. 『文部省学習指導要領 19 外国語編（1）』 日本図書センター
- 国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会（編）1980c. 『文部省学習指導要領 20 外国語編（2）』 日本図書センター
- 鈴木典子 2008. 「神奈川県立外語短大付属高校における第2外国語教育について」 『キャリアデザインにつながる多言語教育』 pp.19-25. （財）私学教育研究所
- 中村敬 1996. 「第2、第3の外国語—その種類、導入の時期など」 『英語教育』 1996年6月号, pp. 14-16, 大修館書店
- 日本外国語教育改善協議会 1998. 「日本の外国語教育の改善に関する提言」 日本外国語教育改善協議会
- 古川裕 2007. 「高等学校における中国語教育に期待するもの—教員レベルでの高大連携を例として—」 『中等教育における英語以外の語学教育』 pp.15-18 （財）私学教育研究所
- 細川英雄・西山教行（編）2010. 『複言語・複文化主義とは何か』 くろしお出版
- 文部省 1979. 『高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編』 一橋出版
- 文部省 1989a. 『中学校指導書 外国語編』 開隆堂出版
- 文部省 1989b. 「高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編」 教育出版
- 文部省 1999a. 『中学校学習指導要領解説 外国語編』 東京書籍
- 文部省 1999b. 『高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編』 開隆堂出版
- 文部科学省 2007. 『中学校学習指導要領解説 外国語編』 開隆堂出版
- 文部科学省 2008. 『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』 東洋館出版社
- 安田敏朗 1997. 『帝国日本の言語編成』 世織書房
- 安田敏朗 2006. 『「国語」近代史—帝国日本と国語学者たち』 中央公論新社
- 安田敏朗 2006. 『「多言語社会」という幻想 近代日本言語史再考 IV』 三元社
- 山川智子 2010. 「『ヨーロッパ教育』における『複言語主義』および『複文化主義』の役割」 細川英雄・西山教行（編）2010. 『複言語・複文化主義とは何か』 くろしお出版, pp. 50-64
- 山崎吉朗 2007. 「中等教育における英語以外の語学教育の現状」 『中等教育における英語以外の語学教育』 pp.7-11. （財）私学教育研究所
- 山崎吉朗 2008. 「多言語教育の現状と教員免許更新」 『キャリアデザインにつながる多言語教育』 pp.13-15. （財）私学教育研究所
- 吉島茂・大橋理枝他（訳編）2004. 『外国語教育Ⅱ 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』 朝日出版社